

ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されているか否かについては、次の試験を実施することにより確認を行う。また、関係機関とも視認性に関して調整を行う。

視認性試験

自動車登録番号標(以下「番号標」という。)の視認性が、次の基準に適合していること。

- (イ) 照度が一様に200ルクス程度の場所で、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。
 - (ロ) 暗夜又は暗室内において、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持し、番号標板面における照度を10ルクスに照明した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。
- (注) 視認性は、3人以上(奇数)の視力の正常な観察者によって確認すること。

<イメージ図>

